

令和2年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年4月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和2年4月10日(金) 午後3時8分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
5番 河田 直樹	6番 高杉 通夫
7番 佐野 年昭	8番 能登谷 和正
9番 高田 稔	10番 定井 正雄(会長)
11番 梶谷 範雄	12番 野瀬 秀子
13番 横田 幸則	14番 高谷 均(農政担当)
15番 本行 逸	

5 出席した農地利用最適化推進委員

16人

伊丹 良夫	犬飼 正己	難波 末雄	林 修司	林 斉
宮崎 昭雄	山上 勲	浅野 信之	東 茂	渡邊 則文
植田 忠晴	黒瀬 昭夫	高上 忠義	阿部 英志	風早 克義
若林 勤				

欠席 2人

小西 安彦 小橋 武史

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

4番委員 5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第16号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第17号 農用地利用集積計画について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定につい

て

報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

4月に入り、新年度を迎えております。入学式や入社式、色々な会議が中断されております。また、小学校、中学校におきましても休校ということになっております。色々なところ、農業問題も非常に厳しいところでありますけれど、全体的に世界中大変だと思えます。

また、新型のコロナウィルスに関しても、国内でも5,000人を突破しております。そして、東京181人、昨日岡山でも15人目が出ております。そして島根県には感染者がいなかったんですけれども、高校生が出ているようです。

そうした中で、この会議もどうなのかなと思ひながら、皆様方にもウィルスのこともあろうけれど、色々な病気に関しても気をつけていただきたいと思ひます。岡山県農業会議でもそのような話がありまして、また東京での全国農業委員会長大会も中止になっております。集会におきましても感染というところを気にしております。そうした中で、農業委員会も去年も今年も綱紀肅正ということで、農業委員会長会議とか職員の方も対応されておるのが現状でございまして、農業に関する問題、非常に厳しいことがございましてけれども、皆様方もしっかりと勉強していただいて、的確に審議をしていただいて決裁を出していくということで、よろしく願いをしたいと思ひます。

前回、営農型の太陽光におきまして、県へ諮問したところ、県の備前の会長から太陽光は風速何メートルまで耐えられるのかという質問があったそうです。私も常設委員会に行きましたら、収穫のこととか、あるいは農産物のこととか質問しますが、今回風速何メートルまで耐えられるのかという、そういう質問もあつたりします。皆様方も太陽光、あるいは色々なことの勉強というのは非常に大切なことだろうと思ひますし、まして農業に携わると非常に難問がいっぱいありますから、色々なことを勉強していただきたいと思ひしております。私も一生懸命していますが、なかなか追いついていけませんけれど、一緒になって勉強したいと思ひしております。また、新年度を迎えておりますから新たにしっかりとやっていただきたいと思ひしております。

それでは、ただ今より令和2年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15名出席しております。そして農地利用最適化推進委員の方には16名出席していただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、ご

協力よろしく願ひいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席

する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、4番委員、5番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしくお願いをいたします。

【議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第14号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号77番】

(農地担当)

今回の3条議案でございますが、まず審議の順番を変更させていただきます。2ページの77番、宿の案件であります。受人が市外の方となっておりますので、本総会に出席いただいております。この案件を先に審議とさせていただきます。そして、その後78番西阿曾、久米これらの件も同様に受人が市外の方となっております。したがって、この2件が総会出席ということで先に審議を進めさせていただきます。審議の流れといたしましては、受人呼び出し案件の、いつもの流れとなりますが、まず、当案件の農地につきまして地元委員の説明をいただきまして、その後申請人入室いただき、質疑応答を重ねるよういたします。まず、77番、宿の案件につきまして進めていきたいと思っております。それではこの77番、宿の件につきまして現在の農地の状況等を地元委員より報告をお願いいたします。

(14番委員)

この農地は山手で言いますと一番東の端、要するに岡山市との境のあたりにある農地です。従来からずっと稲作がされておられまして、今後この方が継続して稲作が行われるのであれば問題はないというふうに考えております。以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。それでは申請人入室いただきください。

~~~~ 申請人 【入室】 ~~~~

(農地担当)

●●さん、本日は出席ありがとうございます。私、農地部門を担当しております秋山と申し

ます。

(申請人)

こちらこそありがとうございます。

(農地担当)

今回、この宿の農地の所有権移転の申請に伴いまして、色々と農業委員から質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、まず●●さん、ご自身の農業の経験等を含めて簡単に自己紹介をお願ひいたします。

(申請人)

はい、それでは失礼します。私は●●●●●●●●●●という所に住んでおります●●と申します。どうぞよろしくお願ひします。農業の経験ということですが、今岡山市と倉敷市で父親と一緒に2町ほど田を耕作しています。それから畑も2反ほど、葡萄を植えたり葉野菜を植えて作っているところです。

(農地担当)

ありがとうございます。まず私のほうから数件質問させていただきます。その後、その質問を受けて委員の皆様方から、●●さんに質問をいただくようになりますのでお願ひいたします。それではまず●●さん、今回のこの宿の農地を取得するにいたった経緯、そのあたりをまずお教へいただければと思います。よろしくお願ひします。

(申請人)

はい。経緯は、この宿の農地の前に家があるんですけど、ここを一昨年購入しまして、家の道を挟んで、前の●●さんという田を作られていたお爺さんと話す中で、この田ももしよかったら買ってくれないかという話になって、買わせてもらうことになりました。

(農地担当)

ありがとうございます。先ほどの自己紹介で2ヘクタールほど水田、あと20アールほど果物野菜ということだったんですけども、今、ご所有の農機具等、今の状況と今回宿の農地を取得するにあたって、何を作付けしていくかという予定がありましたらお願ひいたします。

(申請人)

農機具はですね、トラクターやコンバインや一般的な苗床を作るようなものですか、一式はありますし、そんなところです。それから、何を作付けするかということですが、田んぼということがちょっとあれかなと思っているので、道の高さくらいまでは地を上げさせてもらって、葡萄か桃かというところを今のところ。まあ果樹ですね。果樹を考えているところです。

(農地担当)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご質問いただければと思います。どなたでも結構ですので挙手のうえお願ひいたします。

(2番委員)

ここにお書きになっている耕作面積7反と、さっきの話では岡山、倉敷に2町と畑2反という話ですが、この数値相反するんですが。

(農地担当)

事務局，お願いします。

(主査)

耕作面積が 7,834 平方メートルとなっております。これの内訳なんですけれど，4,380 平方メートルが岡山市分になります。残り 3,454 平方メートルが倉敷市分になります。

(農地担当)

今事務局の説明にありましたように岡山市分，倉敷市分で耕作面積証明が出ているものが，議案書にあります 7,834 平方メートルとなっております。恐らく●●さん，先程 2 ヘクタールとの話があったんですけれど。

(申請者)

すみません，うちの実家の父親が持っているものが，僕の名義になっている土地とは別にあります。

(農地担当)

それではお父様と合わせてということですね。

(申請者)

そうです。すみません。

(2 番委員)

はい，分かりました。

(農地担当)

他に，どなたかご質問ございませんでしょうか。お願いします。

(8 番委員)

先ほどのお話の中で，現在は水田ということでしたと思いますが，それを畑，果樹の栽培ということになると，水の関係は特に他の農地への影響は無いのでしょうか。

(申請者)

一応この田んぼが大正池からの水が来るようになっているんですけど，その上の田んぼも全部荒れ地になっているんです。それで一番山沿いの田んぼになっていて，その下に 2 枚田んぼがあるんですけど，そこに行く水路も，もう直接その大正池からの水が取れるようになっているので，この田んぼが上がっても下がっても，その田んぼを介して水をとっているわけではないので，大丈夫だと思います。

(農地担当)

今，水利の関係の話もございましたが，地元の 1 4 番委員何かそのあたりでございませんでしょうか。

(1 4 番委員)

水利関係は大正池から水路が道を隔てて南側へ入って行っていますので，問題はないと思うんですけれど，地上げをするとすると結構上げないといけないですね。

(申請者)

まあ，1 メートルぐらいは降りる所からいうと下がっているかなと思います。

(1 4 番委員)

桃を植えるか，葡萄を植えて実際に販売のほうはどういう格好でされるんですか。

(申請者)

今は基本的には考えていないんですけど、自分たちで楽しめるだけの部分を思っている所なんですけども。

(農地担当)

他にどなたか、ご質問ございませんでしょうか。

(4番委員)

ちょっとよろしいですか。ここへ自営業というふうに書いてあるんですけども、自営業というのは農業以外の自営業という、どういうことをやられているんですか。

(申請人)

はい、そうですね。●●●ですね。

(4番委員)

●●●の中間のこの●●●●さんが、お宅でやられているんですね。

(申請人)

はい、やっています。

(4番委員)

その関係で地元との人との話があって、購入すると。

(申請者)

そうです。下の家の人と前の家の人と、あと田んぼの人という。そんな感じですけど。

(4番委員)

はい。分かりました。

(2番委員)

もう一点質問。いつもよそから、いつもと言うと失礼な言い方しますが、よそからお見えになってこういうご購入の時は、地元の色々行事等については参加するし、溝掃除あるいは草刈り等についてもぜひ協力しますと言うけれど、どうも、後聞いてると協力の仕方がどうも悪いような話が多々あるんですけど、その辺は十分お考えになっていただいておりますかなと。

(申請人)

掃除したりとか。

(2番委員)

はい。

(申請人)

まあ、それは前持たれてた●●さんに聞きながら、どんなことをすればいいのかは確認してみます。

(2番委員)

はい。

(農地担当)

はい、今の地域の溝掃除であったり、特にその水利が池係であったりするので、地域行事として池掃除であったり、そういう要請が出る可能性もありますので、その辺はしっかり参加



してもらえればと思います。

他にどなたかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では無いようですので●●さんどうもありがとうございました。

このあと、慎重に審議させていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

~~~~~ 申請人 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、続きましてこの案件につきまして審議に入ります。

改めまして地元委員の●●委員いかがでしょうか。

(14番委員)

申請地の東側に道があるんですけど、それをちょっと上がった左側に●●●●●の●●●●●を造られている方なんです。で、そこへトラックが色々入ったり出たりしてるところを持っておられる方の方ですので、まあ心配しているのは農地を地上げをして、そこにそういった物を置くようなことが無いかが一番心配なので、その部分は十分注意しておく必要があるかなというふうに思います。この●●●●●を作る時にもですね、地元と色々調整を図りながら色んなものが外に出ないようにということで依頼をして、そのような格好で処理してくれてますので、そういう点ではちゃんとしてくれるのかなあという風には思っております。以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。先ほどご本人から話も出ておりました、地上げ云々の関係もごさいますが、それが先程の14番委員との話の中でも1メートル近いという話もごさいます。となれば、当然田畑、もしくは転用という形になってくるとは思いますが、それはまた今回の所有権移転の先の話になってくるとは思いますので、よろしく願いいたします。では、この件につきまして他に皆様から何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

ちょっとよろしいですか。

(農地担当)

はい。

(4番委員)

さっき●●●●●という説明があったんですけども、●●●●●というのはどういったことを具体的に、●●●●●ではどんなものが廃棄されておるんですか。

(14番委員)

いや、持ってきて置いておくだけです。

(4番委員)

それでは、採決いたします。

77番、宿の案件は許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、77番は許可されました。

【受付番号78番】

(農地担当)

では続きまして、もう一件呼び出し案件がございます。78番、西阿曾及び久米の案件でございます。これにつきましては、まず農地のことにつきまして地元委員より説明をお願いいたします。

(4番委員)

農地の状況は、地域的な面で西阿曾と久米が大半になるんですが、筆数がたくさんありまして西阿曾の方については、耕作をされています。これは別の第三者の方が耕作をしております。あと久米の方は、詳しくは伊丹委員にお願いしたいと思うんですけども、耕作してある、どこをしてあるとか放棄地というか、まあ管理地、そういった土地が混在しているかと思えます。

(農地担当)

それでは、伊丹委員お願いいたします。

(伊丹委員)

今、4番委員からのご説明の通りなんですが、私も久米の地元としてこの案件は大変期待しております。久米に住んでいただけて、また農業もやっていただけるらしいので大変うれしく思っておるところなんです。現在お住いの田中と久米と言うたら車で走れば2、3分のところでございますので、両方掛け持ちでお百姓もできるんじゃないかと期待しております。今日は、ご本人は来られてないのか知りませんが、久米地区の農業のルール、それを守っていただいて、近隣の農地の所有者と仲良くやっていただくのが一番のことでございます。大変期待しておりますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

(農地担当)

伊丹委員、実際の農地としては、今は管理はされてるような状況なんでしょうか。

(伊丹委員)

はい、私も現地確認はさせていただきました。お住まいになるお家も購入されると聞いておりますので、そこを中心に砂川の南側、そして阿曾の内側、まあ比較的遠くもない、そうかといって近くでもないわけなんですけど、十分気を付けてやっていただければと思います。その中には、交通量の多い県道から田んぼへ入る、そんな耕作地もございます。本人がおればそのことも注意させてもらえればと思っておったところです。

はい。今は自宅の方が、2年前の真備の水害と長野のボランティアに関わっているので、その物資が自宅の倉庫に多いので、自分のところの農機具は知人の所に置かさせてもらってるんですね。今度は、久米の方でさせてもらう所の方は人から譲り受けて、一応もう用意はあるので、移動しないような形でしてます。家からだとすごい近いんですけど全部を移動すると大変なので、西阿曾に知り合いの方が、もう、ちょっと使わなくなってるっていう部分もあるので、そこから全部調達するような感じで預かりは受けてます。一つ大きい新しい物はちょっと買ってほしいっていう形であるんですけど、それも一応用意は出来ているような状況です。

(農地担当)

今回、取得される筆数がかなり多くて、実際の位置も広く分かれていると思うんですけども、それらも今のところ水稻を作付けの予定なんでしょうか。

(申請者)

はい、そうですね。そこはこの間の、久米の方の委員の伊丹さんともお話をして徐々にゆっくりするつもりではいるんですけど。

(農地担当)

分かりました。それでは委員の皆様方からご質問いただければと思います。どなたからでも結構ですので、挙手のうえご質問の方お願いします。

(4番委員)

ちょっとよろしいですか。農業を実際にされるといふか、担当されるのはどなたがされるようになるんですか。

(申請者)

はい、私と、●●●の兄と兄嫁と母と、あとちょっと身近にそれを専門にしているパートナーもいるので、という形で。

(4番委員)

パートナーといわれるのは。

(申請者)

教えてくれる、新しいこともしてみたいというのがあって。私、EM っていう、それもちょっと真備で使って、知り合いの方が EM 米も作っているんですね。そういうことも教えてくれる人がいるので、そういう形でやるつもりです。

(4番委員)

作業自体はお兄さんとかその奥さん・・・

(申請者)

私と、うちの母と、あと姪っ子と兄嫁といるので。

(4番委員)

農業自体はトラクターから使って、田植機してコンバインして、どこまで。乾燥までご自分でされるんですか。

(申請者)

自分でっていうのはある程度はしていくつもりです。メインは兄もいるので。自宅の方は。

(4番委員)

お兄さんというのは自宅・・・

(申請者)

一緒に住んでいます。

(4番委員)

一緒に住んでいるんですね。もう農業の経験は長いんですか。

(申請者)

もうこっちへ帰って来てから長いですね。

(4番委員)

分かりました。

(申請者)

ありがとうございます。

(農地担当)

では伊丹委員お願いします。

(伊丹委員)

お聞きします。この度取得される農地の方へは出向かれて確認されましたか。

(申請者)

はい。全てではないんですけど見させてもらいました。

(伊丹委員)

ああ、そうですか。その中に西阿曾分で交通量の多い、県道から田んぼへ入らなくちゃいかん所がありますね。

(申請者)

あの●●●を置いてる所ですね。

(伊丹委員)

そうです。あの●●●を置いてある会社の裏側の田んぼ。あそこは交通量の多い所で特にコンバイン、トラクター等は入りにくいんじゃないかと私も心配しております。

(申請者)

そうですね。

(伊丹委員)

十分気を付けてください。

(申請者)

はい。何回か通ってみましたけど、結構場所的には。逆もちっちゃい畑もあるみたいなんです。

(伊丹委員)

そうかといって砂川を越えて、●●●●●の駐車場の南側の4反足らず、あそこはまとまった田んぼですけどね。

(申請者)

●●●のところ、はい。

(伊丹委員)

あそこはまあ、交通の便も比較的いいんじゃないかと思います。

(申請者)

はい。

(伊丹委員)

私も久米の住民ですから。もう、久米に来られてお百姓をなさるというのを大変期待しております。

(申請者)

ありがとうございます。そうですね。

(伊丹委員)

久米の皆さんと仲良く、久米の農業のルールを守ってやっていただければと思っております。よろしくをお願いします。

(申請者)

はい。また教えていただくことが多いと思いますが、よろしくお願いします。

(農地担当)

他に、どなたかご質問ございませんでしょうか。

(4番委員)

もう一つ、ちょっといいですか。今回、所有者の●●さんの宅地とか建物とかっていうのも、一緒に購入される計画ですかね。

(申請者)

はい、そうです。

(4番委員)

そのところを、お住まいか何かに改造される予定ですか。

(申請者)

行く行くはなんですけど、ちょっと見させてもらって、そこまで大変なような状況はなかったです。多分権利者の方も出入りされているので、家の中もすごい綺麗な状態だったんですね。で、家の前が刈れば畑にできるような感じの広さも結構あるので、そこも耕すような感じでは畑になると思うんですけど。

(4番委員)

将来的にはお住まいとして利用するような、そういった計画はあるんですか、無いんですか。

(申請者)

いずれは。

(4番委員)

予定としては。

(申請者)

そうですね。

(4番委員)

はい。

(農地担当)

他に、どなたかご質問ございませんでしょうか。

(農地担当)

それでは私から。先程4番委員の質問にもあったんですけども、EM等は別として水稲作が中心の中で、販売等はご自分でされていくつもりなのか、それを含めて4番委員が質問しかけた乾燥調製のあたりもご自分で行う予定なのかというのを教えていただければと思います。

(申請者)

はい。販売はまだそこまで。久米の方はまだあれなんですけど、今は本当に、保育園とか、そういう所に分けている状況なんで、はい。

(農地担当)

今現在の、今回取得する久米ではなく、今70アール程お作りになっているようですので、そちらでそもそも朝日とか付けているとおっしゃられたのも、販売は特にはしてないということですか。

(申請者)

はい。

(農地担当)

分かりました。

(農地担当)

他に、皆さんご質問ございませんか。

(農地担当)

それではもう一件私から。地域の溝掃除とか池掃除とか、その地域の農地回りの管理をする行事ごととか作業ごととかがあると思いますので、その辺の参加は必ずしてもらえればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(申請者)

はい。

(農地担当)

他に、皆さん特に質問等なければ退室いただきまして審議の方に入りたいと思いますが、他によろしいでしょうか。

それでは●●さんどうもありがとうございました。

この後、慎重に審議させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(申請者)

お忙しい所お時間とっていただきありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

~~~~~ 申請人 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、改めましてこの案件でございますが、4番委員いかがでしょうか。



(4番委員)

今回の、この申請の農地につきましては、所有者がこの表にありますとおり104歳と高齢でありまして、現在施設に入っております。農業の後継者もない状況にある。そういった環境でありまして、今回のこの申請にかかっています農地の方は以前、この3条の申請が出されて承認を受けていた案件でもあります。その時には相手の都合でキャンセルということになって、今回、改めてまた全く別の買い手が現れて、この申請に至った次第であります。

今、営農の状況はご本人から話があったんですけれども、まだご本人よりも、多分周りの人が農業自体はやるというんじゃないかと思うんですけれども、営農の状況自体はある程度信頼ができるものと考えておりまして、地元の伊丹委員もおっしゃられたように別段問題ないと思っております。詳しくは伊丹委員の方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

伊丹委員から、補足がありましたらお願いいたします。

(伊丹委員)

私も最初は女の子が来られて、これでお百姓をなさる言うて本当かなと思ったようなわけですが、色々とお話を聞いてみて自分のお兄さんのお嫁さんとかまだ年代が比較的若い方が関わって農業をされると言うので安心したんです。

何回も同じこと言ったんですけど、とにかく田舎だから皆によく聞いて仲良くやってください。トラブルのないようにと。もう口が酸っぱくなるほど言ったんです。その言ったと言うのが、申し遅れましたけど、私の所へ挨拶に来てくださったんです、先日。この●●●●さんの補佐人の●●さんという人と私も流動化の貸し借りのことから縁がありまして、その人の紹介で来られました。その時に色々とお話させていただいたんです。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

はい。この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、事務局より補足をお願いいたします。

(主査)

申請人の耕作面積ですが、7,226平方メートルとありますが、これの内訳ですけれど、5,013平方メートルが岡山市分、2,213平方メートルが倉敷市分の耕作面積となります。以上です。

(農地担当)

他に質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

78番を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当)

76番、久代の案件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては渡し人の方が●●●の●●●に住んでおられます。この方病弱で畑を手放したいということで、受人の方と話がまとまりました。それで現状は受人の方が耕作をされており、確認しましたところ野菜の中でもホウレンソウ、それからキュウリ等を植えておりました。

地元としては何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは浅野推進委員、何かありましたらお願いいたします。

(浅野委員)

今委員が言われましたとおり、何ら問題ありませんのでよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございますでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号79番】

(農地担当)

続きまして、79番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この農地は●●●の南土手のすぐ下にある三角の形をした農地で、自宅から歩いて1分の所にあり、周りは南も西も水田に囲まれております。●●さんは、この農地は借り受けられてずっと耕作をされていまして、水利とか防除に関しても決められた基準に従うということをおっしゃっていましたので、何ら問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、79番は許可されました。

#### 【受付番号80番】

(農地担当)

続きまして80番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件は2筆ありますが、受人、渡人両方●●さんなんですが、ご近所で既に受人の方が耕作をされています。これにつきましても、地元としてなんら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(農地担当)

はい、浅野推進委員、何かございましたらお願ひいたします。

(浅野委員)

何ら問題ありません。

(農地担当)

はい。それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、80番は許可されました。

**【受付番号81番】**

(農地担当)

続きまして81番、新本の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、●●●●さんの宅地のすぐ東側に、細長い形で圃場整備した時に畑として残った土地でありまして、●●さんというのが●●●●さんのお兄さんの子供で、岡山市の方に養子に行かれて、もう家の所はそれこそおじさんに、今畑として作っているんですけど、もうおじさんに名義変更がしたいということで今回の案件になりました。

地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

(農地担当)

はい。渡辺推進委員お願いいたします

(渡辺委員)

問題がないので、ひとつよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

以上で、議案第14号の審議はすべて終了いたしました。

**【議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第15号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

(主査)

【議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号86番】

(農地担当)

それでは、5ページの86番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

去る4月6日に会長と農業委員、推進委員と共に現地調査を行いました。この久米の案件につきましては、現状田の状況でございまして、東側は田、それから西側が宅地、南側が市道、北側が畑の状態なんですけども転用済みの宅地でございます。

別段問題はないように思いました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請の農地は県道沿いにありまして、現在この周辺は宅地化が進行しているようなところがたくさんあります。地元では別段問題はないと聞いております。詳しくは推進委員の伊丹委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

では伊丹委員、補足の方をお願いいたします。

(伊丹委員)

私の方から少し補足させていただきます。営農状況への影響、支障につきましては用水、これは離れたところを通っておりますので、支障はございません。それから排水。宅地の排水は集水桝で水路へ抜くようなことになると思いますので、これも問題ございません。日照、通風なんですけど、ここの案件の場所は、比較的農地から遠いところにある場所でございますので、これも問題ございません。土砂の流出。申請地で周囲の土砂が流れるということは土留め壁を行うことによって解決されると思いますので、それも問題はありません。

総合判断で平坦地で日照通風もよく、総合判断も支障はないと思います。

以上でございます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

86番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、86番は許可されました。

#### 【受付番号87番】

(農地担当)

続きまして、87番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

周辺は宅地化が進んでおる地域でございますが、この場所につきましても地目は田ですけれども、地上げがされた状態でございます。それから東側が宅地、それから西側もその同じ番地の続きの状態なんですけど、地上げされただけの状態です。それから南側が宅地、それから北側が市道というような状況でございます。

転用については問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地は●●●の北側にある土地で、四方が先程14番委員も言われたように、擁壁で地上げされたような土地です。それで一画、西側の一画が切り取られてそこから出入りできるような状態の土地でした。去る3月23日、林斉委員が確認していただき、その後26日に私が見に行きました。

東西南北と先程14番委員さんが言われた通りで、用水につきましては既に宅地化されて周

圃に擁壁があります。排水も自然排水の状態です。日照通風は、作物に影響はありません。土砂の流出は既に擁壁がある状態です。現状は畑ではなく、既に宅地化されており市道より30センチ程度高く、擁壁が施されているために車の出入りは先程言いましたように西側の一面の所だけしか上がれません。

現状ではそのような状態で、周囲はすべて宅地化されているため、農地としての機能は出来ないと思料し問題ないと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは林齊推進委員、お願いいたします。

(林齊委員)

先程11番委員もおっしゃっていただいた通りで、何の補足もございません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

87番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、87番は許可されました。

【受付番号89番】

(農地担当)

続きまして、89番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

この場所は不耕作の田という状況になっております。東側は市道、それから西側が宅地、南側につきましては雑種地の駐車場になっているような状況です。それから北側は宅地ということで、周辺は宅地化が進んでおります。

転用した場合の農地への影響は無いものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

場所は●●●●●の東側100メートルほどの所に入った、使用されていない水田の状態です。東は道路、西は宅地、南は駐車場、北は宅地です。用水については特に問題はないと思います。生活雑排水については公共下水道に接続し、雨水は集水桝に集水し、東側の水路に接続します。日照通風等については問題ないです。土砂の流出等についてはコンクリートブロック擁壁を設置し土砂が流出しないようにします。

隣接する農地というのは他にないので特に問題はないと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、概ね500メートル以内に2つ以上の医療施設、公共施設がある農地ということで第3種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)



異議なしと認め、８９番は許可されました。

【受付番号９０番】

(農地担当)

続きまして、９０番、長良の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(１４番委員)

現状この場所につきましては、田の状態でございます。東側につきましては転用が済んでおり、駐車場となっております。それから西側につきましては水路及び川土手となっております。南側は市道それから北側は田という状況でございます。周辺農地への転用につきましては影響は無いというふうに考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(１１番委員)

この土地につきましては、以前●●●になりました土地の北側になります。東側は埋め立てして駐車場状態、それに西側は先程言いましたが用水があり砂川の土手、南が道路があり、一部が用水があります。北側まで。用水につきましては既に田としての機能がない状態の土地です。排水も同じことが言えます。日照通風も土砂の流出も問題ありません。それで二方も●●●●●●●●●●が所有している、田としての機能も失っており、何ら問題がないと思いますので、どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第１種農地、第２種農地、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで第２種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、90番は許可されました。

#### 【受付番号91番】

(農地担当)

続きまして、91番、宿の件につきまして現地調査の報告と、その後地元委員の説明も一緒  
にお願いいたします。

(14番委員)

この田はですね、転用がそれぞれ区画ごとに進んでおりまして、あと2区画が残っているよ  
うな状況の中の1区画の申請になっております。

現状は田の状態、東側はあと1区画予定されている残った田、それから西側につきまして  
は水路及び市道とそれから南側は転用が済んだ宅地、それから北側はその東へ入る進入路にな  
る予定の田と、その北側はもう宅地になっております。用水関係につきましては東側は田が残  
りますけれど、転用予定であるため問題ないというふうに思います。

排水につきましては柵を受けて西側の水路に流すと、生活用水は下水道が通っておりますの  
でそちらの方に接続をするということで問題はないと思います。それから日照通風につきまし  
ても北が宅地、それから西側が道路というような状況で問題はないと考えます。

土砂の流出につきましては、ブロック壁により土砂の流出を防ぎますので問題はないという  
ことで、地元としては転用については問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当  
しない農地ということで第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

91番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、91番は許可されました。

### 【受付番号88番】

(農地担当)

続きまして、88番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員)

ここはですね、不作地の田ということになっております。周辺は畑で、それぞれ家庭菜園的な形で南側とか東側は作っておられるようです。西側につきましては宅地となっております、まあ南側につきましては、先程申しました通り畑の状態です。北側は水路に面した市道となっております。

転用した場合の周辺農地への影響は無いものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

譲受人は、譲渡し人の娘さんご夫婦でございます。現況につきましては先程報告がありました通りでございます。用水については影響ありません。それから排水ですが、雨水については宅地枿から水路へ、生活排水の汚水については公共下水道へ接続をいたします。日照通風も影響ございません。土砂の流出につきましてはブロック擁壁の設置でこれも影響はございません。

総合的に影響は無いものと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。

例外規定として、集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問は致しません。

それでは、採決いたします。

88番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、88番は許可されました。

以上で、議案第15号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第16号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

続きまして、議案第16号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてを議題とします。事務局よりお願いいたします。

(主査)

**【議案第16号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

(農地担当)

今回出ております用途廃止申請でございますが、9ページの6番、まず1件目が清音三因の道でございます。この用途廃止申請に伴いまして現地の確認を若林委員がしてくださっております。それでは現地につきまして若林委員よろしくお願ひいたします。

(2番委員)

会長。

(農地担当)

お願ひします。

(2番委員)

すいません。この土地はですね、9-6の地図を見ていただきたいと思います。この申請地というのは、細長い道路でありまして、現在は道路として使用しておらず、自分の所有土地である宅地として一体利用するという事です。よろしくお願ひします。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは若林委員お願いいたします。

(若林委員)

2番委員の言われた通りで、特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

(農地担当)

この件につきまして、事務局の補足説明か何かありますか。

(主査)

特にないですね。

(農地担当)

今、両委員からお話がありましたように、この道について用途廃止しても周辺営農上問題はないであろうと見受けられます。この用途廃止申請に伴いまして、農業委員会の回答として、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、そう回答させていただきます。

#### 【受付番号7番】

(農地担当)

続きまして、7番、総社一丁目の水路についての用途廃止申請でございます。まず地元委員といたしまして3番委員お願いします。

(3番委員)

地図の方をご覧ください。地図の7番。180号線沿いで東駅から少し西に行ったあたり、●●と●●の間と言いますか、もうちょっと●●よりとといいますかそこにあります●●●の●●●●●●●●●●の中の水路でございます。中の水路といいましても、中の水路だったと言ったほうが正しいかと思うんですけれども、今回の申請に伴いまして実水路は裏の地図にありますように、黒い太線のほうに付け替えをして、元々の用途廃止が出ておる水路を廃止するという申請でございます。

周辺に農地も残ってありませんし、問題ない案件だとは思いますが、現地の確認の方を難波委員にさせていただいておりますので難波委員よろしくお願ひいたします。

(難波委員)

ただいま3番委員が言われた通りですが、私も3月13日に確認をしたんですけれど、別に問題はないと思います。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

これにつきまして、事務局何か補足説明がございますか。

(主査)

特にないです。

(農地担当)

特にないということでございます。この案件は水路の用途廃止申請でございますが、代替えの水路も付けられておりまして、現行の水路を用途廃止しても周辺営農上、周辺農地もありませんし、問題はないと考えております。

農業委員会の回答といたしまして、この水路を用途廃止しても周辺営農上問題なしと回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、問題なしと回答させていただきます。

以上で、議案第16号の審議は全て終了いたしました。

### 【議案第17号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に、別紙になります。議案第17号農用地利用集積計画についてを議題といたします。

これから読み上げる委員さんは、退席をお願いいたします。事務局お願いいたします。

(主査)

【順不同で委員を読み上げる。】

(主査)

事務局でちょっと確認させてもらったんですけど、もし漏れがありまして該当の方おられましたら、申し訳ないんですが退室の方お願いいたします。

(農地担当)

漏れがあったら困るので、今回の流動化、わしもおるで、とかいうのがあったら言ってください。

~~~~ 該当委員 【退室】 ~~~~

(農地担当)

よろしいですか。

他の皆さんは大丈夫でしょうか。

(農地担当)

大丈夫ですか。関わりのある営農とかも大丈夫でしょうか。

それでは、この案件について事務局よりお願いします。

(主査)

【議案第17号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

この資料が、議案書と一緒に事前にお配りさせていただいておりますので、目は通していただけておるだろうと思ひまして、今この場で全部目を通すのも無理な話でございます。

特にこの件につきまして質問等ございましたらお願いいたします。

(農地担当)

今、事務局から説明がありましたように、93ページ以降の中間管理の関係はこの場で承認したらじゃあこの逆がまた出てくるということでよろしいですね。

何かご質問等はございませんでしょうか。

(農地担当)

特になければ、この案件につきまして、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認とさせていただきます。

それでは、入室していただいでください。

~~~~ 該当委員 【入室】 ~~~~

**【報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

それでは、次に報告事項に入ります。報告第12号について事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第12号 報告書について朗読】**

**【報告第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第13号について説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第13号 報告書について朗読】**

**【報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第14号について説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第14号 報告書について朗読】**

### **【報告事項】**

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっておりますので、お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が6件、4条は無し、5条関係が6件でございました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について2件、共に周辺営農上問題なしといたしました。また、農用地利用集積計画について、原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3付議事件を終了いたします。

休憩はどういたしましょうか。

(委員)

よろしいです。

### **【日程第4 その他】**

(会長)



それでは、日程第4のその他に入ります。

最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から報告を求められていますので、お願いいたします。

(3番委員)

平成31年、令和元年度の農地パトロールの結果について報告をいたします。

詳しくは事務局よりお願いいたします。

#### 【農地パトロールの結果について事務局説明】

(会長)

委員の方から報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いします。

#### 【事務連絡】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【平成31年度互助会会計報告について】

【令和2年度農業委員会主要活動予定表について】

【活動記録簿セット及び手引きについて】

(主査)

【先月の審議案件である東阿曾の営農型太陽光の結果報告について】

(会長)

閉会にあたり、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でございました。

桜の満開も過ぎたようでございます。これからは農作業も忙しくなります。水稻作付の準備も色々あると思います。

また、コロナウィルスが今流行しておりまして、今日市長の説明もありましたように小学校、中学校は5月の6日まで休校という形になっています。

ここには、まだウィルスにかかったという人はいないようでございますけれど、十分に気を付けられましてお過ごしいただきたいと思います。

本日はご苦勞様でした。

**閉会 午後3時8分**